

9月避難訓練 実施案

堀船小学校 生活指導部

1 ねらい

火事避難の基本的行動を身に付ける。
防火シャッター／扉が作動した場合の避難の仕方を身に付ける。

2 日時

9月10日(火) 11:00～11:30(3校時授業中)
※雨天時 体育館

3 準備物(担当)

放送(副校長) 本部旗、メガホン、児童数確認表(副校長) 出席簿(担任)

4 避難経路の制限

火元から遠い階段・昇降口を使用する。※非常階段と、第三階段(非常口から外に出る)が使えます。

5 校内巡視の担当

1階…事務 2階…主事 3階…主事 4階…主事

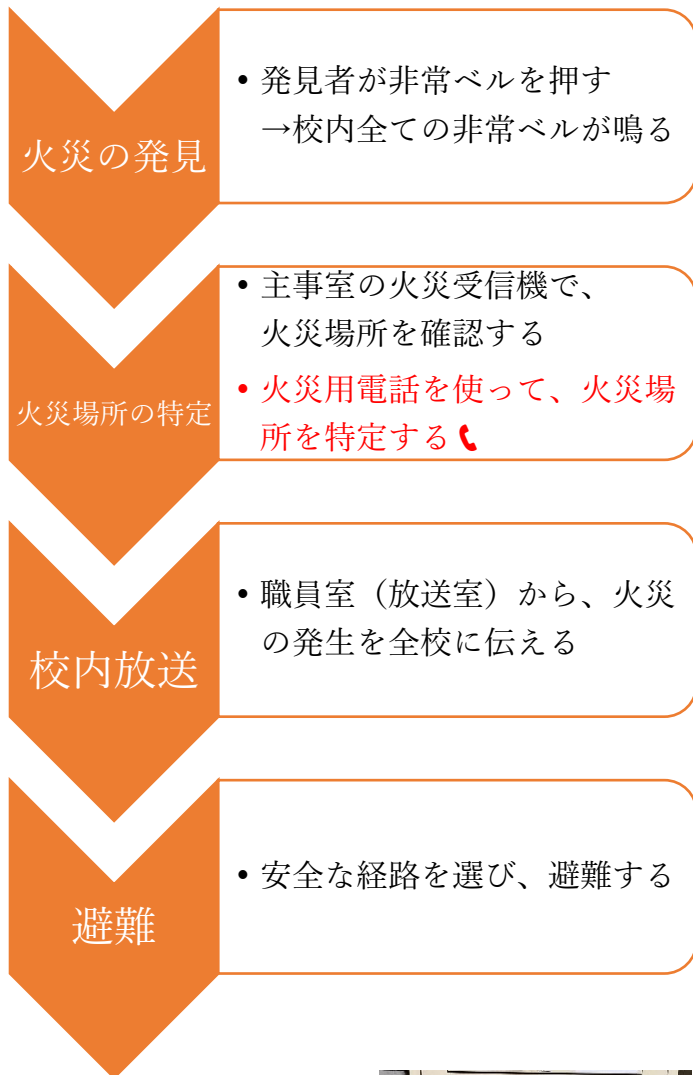
6 訓練の実際

【想定】

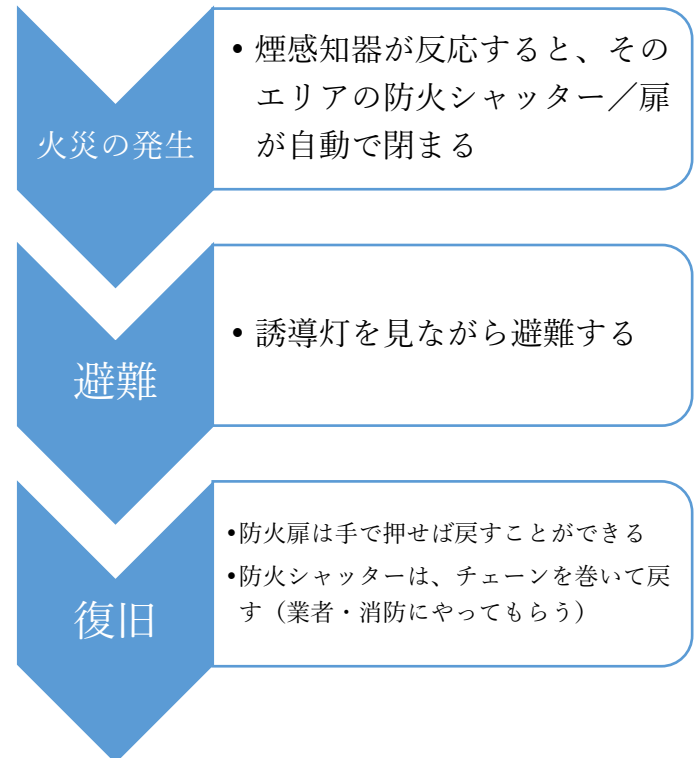
- ・給食室より出火。
- ・防火シャッター／扉が閉まる。
- 【避難場所】体育館前(風上に本部を置く)
(雨天時)体育館
- ・予告あり(実施日・内容を簡単に予告する)

	時間の推移	・児童の動き	●教職員の動き
事前指導		・火災に対する心構えと安全な行動の仕方を確認する。 ・防火シャッター／扉、誘導灯、非常ベルについて確認する。	・防火シャッター、防火扉について確認する。
避難訓練	(主事・設備管理会社) 第1、第2、第3階段の防火シャッター、防火扉を閉めておく。 【事案発生】 ・火災の発見→非常ベルを押す(栄養士) ・火災の発生を職員室に伝える(栄養士) (副校長) 「訓練。訓練。火事です。給食室より火災が発生しました。校庭に避難します。第一昇降口。第二昇降口は使えません。防災頭巾をかぶり、ハンカチで口を押さえます。担任の先生の指示に従い、おかしもの約束を守って避難します。避難開始」 ※2回繰り返す。 ※放送後、非常ベルを止める。(設備管理会社) 【避難】 【人員確認】 【学校長の話】	・伝達内容を聞き、状況を把握するとともに、これからどのように、避難するかを知る。 ・非常ベルを鳴らすので、近隣への連絡・確認(副校長) ・防災頭巾をかぶり、整列する。教職員の指示に従い、校庭に避難する。 ・煙の害を想定し、口をハンカチで押さえ、姿勢を低くする。 ・講話を聞く。防災頭巾は抱えて持つ。	●窓を閉める。カーテンを開ける。 ●異状の有無に関係なく、校舎内の巡視をする。→本部に報告する。
事後指導	【教室へ戻る】 1、2年→3、5年→4、6年 【教室でふりかえり】 (主事・設備管理会社) 第1、第2、第3階段の防火シャッター、防火扉を開ける。	・第1・2昇降口の防火シャッターを見せてから、第3昇降口・非常階段を使用して教室に戻る。 ・安全に避難できたか、ふりかえりをする。	●準備ができた人から整列させる。 ●出席簿の学級表示を児童に向けてながら避難誘導する。 ●異状の有無に関係なく、校舎内の巡視をする。→本部に報告する。 ●人員を確認し、本部に報告する。「〇年〇組 在籍〇名、欠席〇、異状なし。」

人の動き



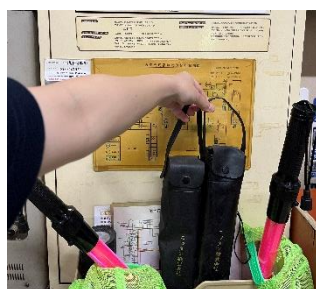
防火シャッター／扉



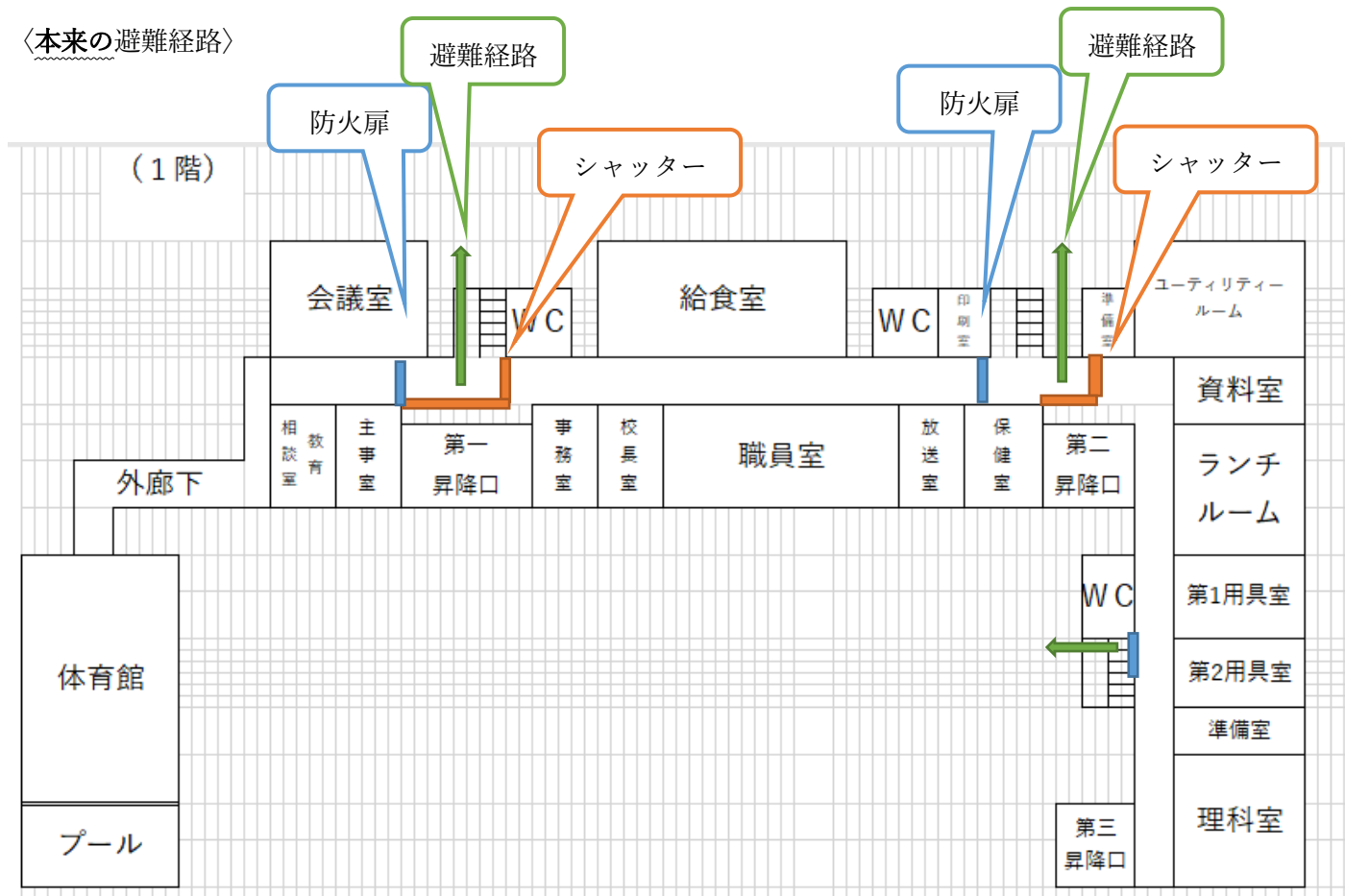
※火災が起きても、全ての防火シャッター／扉が閉まるわけではない。シャッター／扉が閉まれば、延焼を防ぐことができる。

〈火災用電話の使い方〉

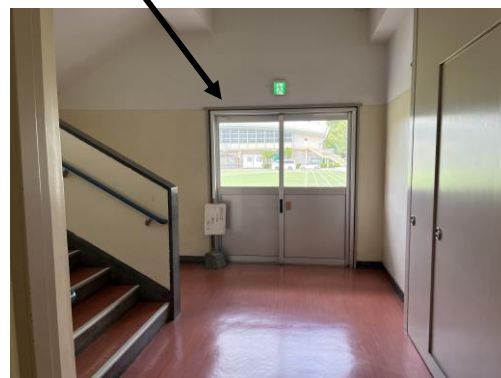
- 火災受信機の前の箱に電話が2つ入っています。
- 火災受信機で火災場所を確認して、電話を1つ持って行きます。
- 火災場所の非常ベルに電話のジャックを刺します。
- ジャックが刺されると受信機のブザーが鳴ります。受信機に電話のジャックを刺すと電話が使えます。



〈本来の避難経路〉



※第三階段から下りた場合は、階段横の扉を使って校庭に避難します。



〈参考〉 北区「学校防災マニュアル」(平成26年3月)

第4 火災への対応

1 火災の発見

(1) 火災報知機の感知

点灯した受信機の地区表示等の表示区域を確認し、現場へ急行する。消火器、懐中電灯、マスターキーを携行する。現場確認にあたっては、煙や炎が見えなくても安易に誤報と判断することなく、天井裏、パイプスペース、ダクトスペース、電気配線スペース等の隠ぺいされた部分を見落とさないようにする。確認に手間取るときは、応援を要請する。

情報連絡班に状況を報告し、必要に応じて消防署への通報のほか、初期消火班への初期消火要請、避難誘導班への避難誘導準備を依頼する。

(2) 人為的に発見した場合

大声で火事であることを伝えとともに、非常警報設備、自動火災報知設備の発信機を押す。情報連絡班に状況を報告し、必要に応じて消防署への通報のほか、初期消火班への初期消火要請、避難誘導班への避難誘導準備を依頼する。

2 通報

消防への通報は、火災の状況が十分に把握できない場合でも、まず通報し、状況が確認でき次第、随時通報する。

通報内容は、

- ・火災であること
- ・所在地
- ・学校名
- ・火災の状況(出火場所、燃焼物、逃げ遅れの有無等)

【通報文例】火事です。北区〇〇X丁目〇番〇号
〇〇小学校の〇階〇室が燃えています。



3 校内連絡

非常ベルを鳴動させ、校内放送で出火場所、避難誘導等を連絡する。

4 避難誘導

児童・生徒等の避難誘導にあたっては、避難経路の安全を確保しながら、校庭中央など学校内の指定場所へ誘導する。避難誘導は、出火階から始め、順次、出火階の直上階から上の階へ移る。最後に出火階より下の階に対して行う。

学校外へ避難する状況が生じたときは、本部長の指示により避難する。

- ア 校内放送により、避難することを周知し、児童・生徒等を学級に戻す。(校舎内が危険な場合は、安全な場所に学級単位に集合させる。)
- イ 学級担任が出席者の人数を確認する。
- ウ 学級担任が学級単位で引率して避難する。
- エ 避難場所到着時に出席簿で確認する。

5 初期消火

初期消火は消火器、バケツ、屋内消火栓設備等を使って行う。初期消火は、①消火器やバケツを使う場合は、天井に火が移るまで、②屋内消火栓設備を使う場合は、熱又は煙等の発生により安全管理上危険と判断されるまでを目安とし、それを超える状況においては、消防署に任せる。危険物が燃えている場合や、火災現の近くに危険物がある場合も同様である。

6 学校災害対策本部の設置

火災が発生した際、速やかに学校災害対策本部を設置し、本部長の指揮の下に消防計画で定められた自衛消防隊組織の役割分担に従い活動に従事する。

児童・生徒等の安全確認後、本部長は、授業継続又は打ち切りの判断を行い、保護者へ連絡する。また、教育委員会に火災の発生状況やけが人の有無等を報告する。